令和4年度私費外国人留学生選抜に係る検定料の返還について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和4年度私費外国人留学生選抜を受験する ことができない者のうち、以下の【検定料返還の対象となるもの】に該当する場合に、検 定料の返還を行います。

試験当日、発熱・咳等の症状がある等、体調が万全で無い場合は、受験を控えていただくようお願いします。

【検定料返還の対象となる者】

- (1) 法令等に基づく命令、要請等により、日本への入国、移動が制限されたことにより 受験できない者
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設等において療養中のため受験できない者
- (3) 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当するとされ、試験当日までに保健所等が定める健康観察期間が経過していないため受験できない者
- (4) 試験当日に体調不良により受験できない者
- ※検定料返還の対象となる者については、2月4日(金)までに岐阜大学学務部入試課へメール (nyushi@gifu-u.ac.jp) で申し出てください。

その際に件名を「学部私費検定料返還」とし、メール本文に受験番号、氏名、志望学部 や返還の対象となる事由について記載願います。確認後、返還手続きに必要な書類を返 送します。

- ※検定料の返還手続きにあたり、返還の対象となる事由に関する証明書類が必要になりますので、あらかじめご準備ください。
 - 上記(1)に該当:制限等の内容が分かる通知文書や大使館ホームページのコピー等
 - 上記(2)に該当:医師の診断書
 - 上記(3)に該当:自宅等待機を指示された保健所とのやり取りのメールのコピー等
 - 上記(4)に該当:医師の診断書等